

平成31年蘭越町議会第1回定例会会議録

○開会及び閉会

平成31年 3月 8日(2日目)

開 会 午前10時00分

閉 会 午後 2時30分

○出席及び欠席議員の氏名

出席(9名)	1番	永井 浩	3番	向山 博
	5番	難波 修二	7番	福村 正見
	8番	中島 溢子	9番	柳谷 要
	10番	熊谷 雅幸	11番	富樫 順悦
欠席(1名)	6番	赤石 勝子		

○会議録署名議員

5番 難波 修二 7番 福村 正見

○説明のために出席した者の職氏名

町 長	金 秀行	副町長	山内 勲
教育長	首藤 一幸	総務課長	小林 俊也
税務課長	河野 俊明	住民福祉課長	北川 淳一
健康推進課長	坂口 幸夫	農林水産課長	西河 修久
建設課長	竹内 恒雄	商工労働観光課長	梅本 聖孝
教育委員会次長	山下比登美	会計管理者	淀谷 融
総務課参事	田縁 幸哉	農林水産課参事	小川 佳久
商工労働観光課参事	山下 志伸	建設課主任技師	中村 伸宏
農業委員会事務局長	谷口 敦哉	蘭越町代表監査委員	坪田 和昭

○服務のため出席した事務局職員

事務局長 佐々木秋彦 書記 和田 慎一

○議事日程

日程第1	同意第1号	蘭越町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第2	議案第1号	蘭越町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例
日程第3	議案第2号	蘭越町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例
日程第4	議案第3号	蘭越町嘱託職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例
日程第5	議案第4号	蘭越町臨時的任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例
日程第6	議案第5号	蘭越町一般職非常勤職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例
日程第7	議案第6号	蘭越町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
日程第8	議案第7号	蘭越町交流促進センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
日程第9	議案第8号	蘭越町営住宅管理条例の一部を改正する条例
日程第10	議案第9号	蘭越町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例
日程第11	議案第10号	蘭越町農業集落排水処理施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
日程第12	議案第11号	蘭越町コミュニティプラザ花一会の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
日程第13	議案第12号	戸籍に係る電子情報処理組織の事務の受託について
日程第14	議案第13号	町道の路線廃止について
	議案第14号	町道の路線認定について
日程第15	議案第15号	平成30年度蘭越町一般会計補正予算（第12号）
日程第16	議案第16号	平成30年度蘭越町奨学資金特別会計補正予算（第1号）
日程第17	議案第17号	平成30年度蘭越町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
日程第18	議案第18号	平成30年度蘭越町簡易水道事業特別会計補正予算

(第4号)

- 日程第19 議案第19号 平成30年度蘭越町農業集落排水事業特別会計補正予算(第6号)
- 日程第20 議案第20号 平成30年度蘭越町温泉旅館幽泉閣事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第21 議案第21号 平成31年度蘭越町一般会計予算
- 議案第22号 平成31年度蘭越町奨学資金特別会計予算
- 議案第23号 平成31年度後志公平委員会特別会計予算
- 議案第24号 平成31年度蘭越町地域振興事業特別会計予算
- 議案第25号 平成31年度蘭越町国民健康保険特別会計予算
- 議案第26号 平成31年度蘭越町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第27号 平成31年度蘭越町介護保険サービス事業特別会計予算
- 議案第28号 平成31年度蘭越町簡易水道事業特別会計予算
- 議案第29号 平成31年度蘭越町農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第30号 平成31年度蘭越町温泉旅館幽泉閣事業特別会計予算
- 議案第31号 平成31年度蘭越町特産品開発事業特別会計予算

○議長(富樫順悦) おはようございます。

ただいまの出席議員は8名であります。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布していますので、御了承願います。

○議長(富樫順悦) 日程第1、同意第1号蘭越町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

金町長。

○町長(金秀行) ただいま上程されました、同意第1号蘭越町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について、御説明を申し上げます。

本審査委員会は、地方税法の定めに基づき、固定資産評価に関する納税者の不服を審査決定するために設置されております。

委員の任期につきましては3年でございます。現在3人の委員が選任されております。

今回、選任同意をお願いいたします委員につきましては、蘭越町字日出103番地1、野口千代喜さん、61歳であります。

これまで、通算5期15年にわたり委員をお願いしておりました、谷口邦男さんより、本年3月28日の任期満了をもって辞任をしたいとの強い申し出がありまして、その後任として選任いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。

野口さんは、日出で農業を営まれており、同地区に宅地、農地、山林並びに家屋等を多数所有し、土地、家屋に対しての知識が豊富で、広く社会の実情にも精通いたしているとともに、地域の信望も厚い方でありますので、地方税法の規定に基づき、固定資産評価審査委員会の委員として選任いただきたく、お願いするものでございます。

以上で説明をおわります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより、同意第1号蘭越町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて採決いたします。

お諮りいたします。

本件はこれに同意することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、同意第1号はこれに同意することに決定いたしました。

○議長（富樫順悦） 日程第2、議案第1号蘭越町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小林総務課長。

○総務課長（小林俊也） ただいま上程されました、議案第1号蘭越町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例について、御説明いたします。

今回の改正につきましては、先般、12月3日に開催されました特別職報酬等審議会におきまして、改正の答申を受けており、議会議員、また特別職の非常勤職員として、教育委員、監査委員、農業委員会、選挙管理委員会及び固定資産評価審査委員会の報酬の引き上げについて、一括改正の上程をさせていただくものです。

それでは、参考資料①をご覧ください。

改正箇所はアンダーラインを引いております。

はじめに、第1条の蘭越町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正ですが、別表中、議長24万7,000円を25万7,000円に、副議長19万5,000円を20万5,000円に、常任委員長17万5,000円を18万5,000円に、議会運営委員長17万5,000円を18万5,000円に、議員16万2,000円を17万2,000円に改めるものです。

次に、第2条の特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正ですが、参考資料2ページになります。

別表中、はじめに、教育委員ですが、28万6,000円を29万1,000円に改めます。

次に、監査委員ですが、代表監査委員は40万8,000円を41万3,000円に、議会議員選出委員は29万7,000円を30万2,000円に改めます。

農業委員会ですが、会長40万8,000円を41万3,000円に、会長代理32万2,000円を32万7,000円に、委員29万1,000円を29万6,000円に改めます。

選挙管理委員会ですが、委員長7,500円を8,000円に、委員6,500円を7,000円に、固定資産評価審査委員会ですが、委員長7,500円を8,000円に、委員6,500円を7,000円に改めるものです。

附則としまして、この条例は平成31年4月1日から適用するものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

5番難波議員。

○5番（難波修二） 5番です。

今回の改定ですけれども、報酬等審議会から答申をいただいたということで、実は、昨年も議員報酬の改定の答申というお話がありましたけれども、議会としてどうしようということを含んで議論をして、こういう状況の中で議員報酬の改定を慎んだほうがいいのではないかとということで、1年間、それを辞退してきたと、こういう経過がありまして、その結果、今回の改定ですけれども、他の各特別職については5,000円一律改定ですけれども、議員のみ1万円という、そういうことになっておりまして、若干、そこが改定率が議員だけが金額が大きいなというところが、若干、抵抗があるんですけれども、今、申しあげましたように、1年間のそういう改定を辞退してきたと、こういう経過がありますので、なんとなく理解はできるところであります。そこで、大変申し訳ないんですけれども、報酬等審議会の検討の中で他町村の例にならってという、そういう参考の資料提供等したかと思うんですけれども、議会議員のですね、議員報酬だけで言いますけれども、現在16万2,000円ですけれども、それが管内的にどのぐらいの位置にあってですね、この改定によってどのぐらいになるのかと、この4月で引き上げをしようとする町村もあるかと思うんですけれども、仮にそれが無いとして、この1万円の改定によって、蘭越町の議員報酬が管内的にどのぐらいになるかというところを、もし、お分かりでしたら、説明をしていただければというふうに思います。

○議長（富樫順悦） 小林総務課長。

○総務課長（小林俊也） 難波議員の御質問にお答えします。難波議員、言われるように、ちょっと4月にまた改正する町村出てくるかどうか、そこまではちょっと分からないんですけれども、報酬審議会行われた12月の時点でご説明させていただきます。議長なんですけれども、全額で24万7,000円。これは管内、小樽を除く19町村なんですけれども、そこでいきますと管内で12番目と、今回1万円の報酬を上げることによりまして、管内で10番目ということになります。副議長でありますけれども、19万5,000円、これが管内で12番目、これを1万円引き上げますと、管内で7番目ということになります。

。また、常任委員なんですけども、こちらのほうは管内で14位から、管内で7番目というふうになります。また、議員さん16万2,000円、これを16万2,000円ですと、管内15番目なんですけども、1万円引き上げることによりまして、17万2,000円、管内で6番目ということになります。以上です。

○議長（富樫順悦） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第1号蘭越町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

○議長（富樫順悦） 日程第3、議案第2号蘭越町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小林総務課長。

○総務課長（小林俊也） ただいま上程されました、議案第2号蘭越町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

今回の改正につきましては、長時間労働の是正の取組を踏まえ、人事院規則の改正が行われたことから、国会公務員との均衡及び職員の健康増進を図るべく、超過勤務命令上限時間の設定等のため、所要の改正をするものです。

それでは、参考資料②をご覧ください。

改正箇所はアンダーラインを引いております。

第8条に次の1項を加えます。第3項、前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し、必要な事項は規則で定めるとするものです。

規則で定める主な内容ですけれども、超過勤務命令の上限時間を原則1か月について45時間、かつ、1年について360時間とし、業務の比重の高い部署につきましては、1か月について100時間未満、かつ、1年について720時間とするものです。

ただし、大規模な災害への対応や重要な法令の立案など、公務の運営上、やむを得ない場合は、この上限を超えることができることとしますが、必要最小限とすること。また、超過勤務にかかる要因の整備、分析及び検証をするという内容となります。

附則としまして、この条例は平成31年4月1日から適用するものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第2号蘭越町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

○議長（富樫順悦） 日程第4、議案第3号蘭越町嘱託職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小林総務課長。

○総務課長（小林俊也） ただいま上程されました、議案第3号蘭越町嘱託職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

今回の改正につきましては、月額報酬の改定及び職種の新設などのため、所要の改正をするものです。

それでは、参考資料③をご覧ください。

改正箇所はアンダーラインを引いております。

別表1、嘱託職員の月額報酬単価表ですが、1ページから2ページにかけて、現在勤務している嘱託職員については、月額5,000円の報酬を上乗せするため、上限額の改正をするものです。

また、2ページになりますが、職種につきまして、新規に学校教育アドバイザーを加え、地域防災マネージャーを他の市町村との採用役職名を参考といたしまして、防災官、括弧、地域防災マネージャーと改正するものです。

附則としまして、この条例は平成31年4月1日から施行するものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第3号蘭越町嘱託職員の任用、勤務条件等に関する条例等の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

○議長（富樫順悦） 日程第5、議案第4号蘭越町臨時的任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小林総務課長。

○総務課長（小林俊也） ただいま上程されました、議案第4号蘭越町臨時的任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

今回の改正につきましては、日額賃金の改正のため、所要の改正をするものです。

それでは、参考資料④をご覧ください。

改正箇所はアンダーラインを引いております。

別表1、臨時的任用職員の日額賃金単価表ですが、2ページにかけまして、現在、勤務している臨時的任用職員について、日額200円の賃金を上乗せするため、上限額の改正をするものです。

なお、附則としまして、この条例は平成31年4月1日から施行するものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第4号蘭越町臨時的任用職員の任用、勤務条件等に関する条例等の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

○議長（富樫順悦） 日程第6、議案第5号蘭越町一般職非常勤職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小林総務課長。

○総務課長（小林俊也） ただいま上程されました、議案第5号蘭越町一般職非常勤職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

この改正につきましても、一般職非常勤職員の時間額賃金の改定及び職種の新設のため、所要の改正をするものです。それでは、参考資料⑤をご覧ください。

改正箇所はアンダーラインを引いております。

別表1、非常勤職員の時間額賃金単価表ですが、2ページにかけまして、現在、勤務している非常勤職員について、時間額30円の賃金を上乗せするため、上限額の改正するものです。

また、2ページになりますが、職種につきましては、新規に外国語活動支援員及び部活動指導員を加えるものです。

なお、附則といたしましてこの条例は平成31年4月1日から施行するものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第5号蘭越町一般職非常勤職員の任用、勤務条件等に関する条例等の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

○議長（富樫順悦） 日程第7、議案第6号蘭越町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

河野税務課長。

○税務課長（河野俊明） ただいま上程されました、議案第6号、蘭越町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、御説明を申し上げます。

本町の国民健康保険は、被保険者の高齢化や医療の高度化などにより、医療費等の支払いに対して国保税収入が不足した場合は、長きにわたり一般会計からの繰入により、国保財政を維持してきたところですが、平成30年度からの国保の都道府県化が始まったことなどに伴い、今後の税込不足の全てを一般会計から賄い続けることは困難ことも想定されますので、国保財政の維持と安定を図るため、被保険者の皆様にも一定程度の御負担をお願いいたしたく、国保税率の改正を提案させていただくものでございます。

参考資料⑥番、新旧対照表により、御説明を申し上げます。

変更箇所は、アンダーラインを引いております。1ページからまいります。

第2条は、課税額についての規定でございますが、第2項中、基礎課税額の限度額を52万円から56万円に改め、第3項中、後期高齢者支援金課税額の限度額を13万円から14万円に、第4項中、介護納付金課税額の限度額を12万円から13万円に改めものでございます。2ページをご覧ください。

第3条は、基礎課税にかかる所得割額についての定めでございますが、100分の8を100分8.2に改めるものでございます。

第5条は、被保険者均等割額についての定めで、1万600円を1万1,400円に改めるものでございます。

第5条の2は、世帯別平等割額についての定めでございまして、第1号では、3ページにまいります。1世帯当たりの平等割額を1万8,000円から1万9,000円に改めるものでございます。また、国保世帯内の被保険者が後期高齢者保険に移行したことにより、単身の国保世帯になってしまった場合については、当該世帯の5年目までを特定世帯として第2号で平等割額を2分の1に、6年目以降8年目までの世帯を特定継続世帯として、第3号において4分の3に減額しておりますが、世帯別平等割額を改めることから、第2号の9、

〇〇〇円を9,500円に改め、第3号の1万3,500円を1万4,250円に改めるものでございます。

第7条の2は、後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額についての定めでございますが、1人につき7,000円を7,400円に改めるものでございます。

また、第7条の3は、後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額についての定めで、第1号では1世帯につき7,000円を7,400円に改め、第2号の特定世帯は3,500円を3,700円に、第3号の特定継続世帯につきましては5,250円を5,550円に改めるものでございます。

続きまして、第8条は、介護納付金に係る所得割額についての定めでございますが、100分の1.8を100分の1.6に改めるものでございます。

また、第9条の2、介護納付金課税に係る被保険者均等割額について、1人につき1万1,400円を1万900円に改め、第9条の3、世帯別平等割額について、1世帯当たり8,200円から7,600円に改めるものでございます。4ページにまいります。

第23条は、国民健康保険税の算定の際、担税力が低いと認められる被保険者を救済するため、世帯の所得が一定額以下の場合、応益割の部分について減額措置を講ずる規定がございますが、第2条の各項で、それぞれの賦課区分の限度額を改定しますので、低所得者で軽減措置を講じた後でも限度額を超える場合につきましては、同じく改正後の限度額に留めることから、第1項中、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額の限度額をそれぞれ記載のとおり改めるものでございます。

続きまして、第1号は、応益割に係る7割軽減についての規定でございますが、第5条及び第5条の2において、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を改正することから、それぞれの賦課区分における軽減額をアの均等割額から、5ページの力の介護納付金課税額に係る世帯別平等割額まで記載のとおり改めるものでございます。

次に、第2号は、5割軽減についての規定でございますが、これにつきましても、アから6ページの力まで、軽減額を改めるもので、第3号に規定する2割軽減につきましても、7ページまで軽減額を記載のとおり改めるものでございます。

参考資料、最後のページをご覧ください。

ただいま各条項において御説明した改正内容の一覧と、この改正による試算結果や影響等についてまとめたものでございますが、これらにつきましては、事前にお示ししております内容と同様でございますので、説明につきましては省略をさせていただきます。前のページに戻ります。

附則といたしまして、この条例は平成31年4月1日から施行するもので、第2項では、この改正条例の適用年度を定めております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

5番難波議員。

○5番（難波修二） はい。5番。

計数的なことについては、予算の中でいろいろ議論もあると思いますが、全体的なことをお聞きしたいというふうに思います。先日の臨時会の後の全員協議会で資料を使って説明をしていただきました。その中では平成31年度については、介護納付金が減少する、あるいは課税所得額が伸びてきたと、あるいは限度額の課税の引き上げによって納付金の不足額が700万円程度に圧縮されると、こういう状況を踏まえて、平成31年度の国保税の改正を進めていきたいと、こういう説明でございました。ただいまの説明で、来年度についてはこういう改正案でやっていきたいと、そういうことでございます。それについては理解をできるわけですが、全体像といいますか、これまでの私どもの国保税に関するどうあるべきかという議論もしてきた中では、やっぱり制度が変わって、道が一括やっていくという、そういう方式が変わって、おそらく近い将来は道の事業そのものも平準化がされるのではないかと、その時に現状の蘭越町の国保税の状況と国が求める標準的な額との間のかい離をどう埋めていくかと、こういうことが最も大事だというそういう認識で、私どもも様々な議論をしてきたところだというふうに思っています。それで、ざっくりばらんに言いますと、31年度はこうしたいと、30年度も限度額だけ上げました。31年度はこうしたいと。そういう単年度ぶつ切りの時の議論ではなくて、将来見越される平準化というところの想定できるところと、現状の蘭越町をどういうふうに埋めていくのかと、そういう基本的な考え方とか、あるいはそれを年次的に

どうやっていくのかというですね、そういうものがあるって、それで31年度はこうしたいという、そういうものがあるほうがというか、あるべきではないかというふうに、実は、思うんですよね。そういうものがあるって初めて31年度の議論ができると、あるいはそういう中で31年度はこういうかたちで算定をいきますよということを、町民の皆さんにも説明する中で、そういうものがあればより理解が深まると、そういうことが大事ではないかなというふうに思うんですけれども、そういうあたりですね、平準化されるかというのがいつかということも、それは分からないことだと思うんですけれども、あるいはその時点で標準的なものもいくらかということもなかなか難しいんでしょうけれども、そういうことを想定して全体なロードマップ的なところをですね、やっぱり示していくことができないものかどうかということをお伺いしたいというふうに思います。

○議長（富樫順悦） 河野税務課長。

○税務課長（河野俊明） まず、1点目の国や道は平準化、要するに、もっとざっくりと言いますと一本化という、要するに北海道が単一保険者となれば、当然、蘭越町では蘭越も昆布も目名も全部同じ税率が適用されておりますので、それが北海道がもし単一保険者となれば当然、保険税率なり保険料率なり、一本化にならざるを得ないとは思いますが、現行法上においては、共同保険者という立場であります。国や道はたしかに平準化は求めておりますし、それ以前に、まず一番高いところと一番低いところの負担割合率がだいたい2.6から2.8というふうな新聞報道がありました。このかい離はやはり埋めていかなければならないだろうなというかたちでは思っております。それでは、本町は今後に向けて、どのようにあるべきかというかたち、当然、国民健康保険税は申すまでも無く、目的税ですので、医療給付、疾病、怪我、それから出産、死亡など、諸々の要するに医療給付に要する費用を国、都道府県、市町村から繰り入れられるお金を除いた額が受益者負担が原則で被保険者が納めるという、そういう、要するに基本的な構造になっております。それで、要するに蘭越町はどのような税率まで、例えば、引上げれば良いのかとか、本町は逆に引き下げたほうが良いのかという議論はあろうかと思っております。実は、3年、5年ないしに、要するにシミュレーションというものはいかようにでも作れますので、実際作ってはいるんですけれども、いかんせん、歳出、国保の場合については、払う費用が決まらないと、払う費用が決まらないのにこれだけの税金

を納めてくださいと納税者の方に説明してもなかなか納得してもらえないだろうなというふうに思っております。国が言うから上げます、道が言うから上げますではなくて、憲法でも要するに、租税法律主義、日本国憲法第84条だと思えます。新たに租税を課す基準、既存の税率を改正する場合には、法律の定めによらなければならないという租税法律主義、そして当該条項は地方税にも適用されると解されておりますの、地方税条例主義ともいわれる・所以でございます。故に、この国保税率は現行法が続く限り、負担時においては、まず蘭越町の中で議論をしてあらゆる情報を収集して、このお金を中長期的に払うためにはどれぐらいの税率にもっていくのが良いのかということは、やっぱりみんなで真剣に議論して決めるものであって、机上でパソコン叩けばいい、この税率にしたら、このお金はもらえるよというのは、いかとうにでも作ることはできるんですけども、やはり歳出ありきの予算なものですから、どうしても、やはり、全体像の、今までの一般会計の2億を超えるものを少しでも圧縮して、皆さんに負担を求めたいということから始めていきたいなと思って、事務を進めて、町民の皆様、議員の皆様にも御説明したところでございますので、御理解をいただければと思えます。

○議長（富樫順悦） 5番難波議員。

○5番（難波修二） 5番です。正直言って、こと細かな法律的なこととかですね、正直言ってなかなか分からないんですけども、一番最初にもおっしゃいましたけども、長い間、町として負担分を町が負担してきたという、そういう長い歴史があるというふうにおっしゃってましたけども、その将来的にその、平準化と私は言いますが、そこに向かっての町の姿勢といいますかね、今、例えば、負担している分程度の一般会計からの繰入れぐらいは、これからも続けていきたいという、そういうことで考えていくのか、最終的にはもう大変になるから、全くそこに同じにしていくのかとか、そういういろいろな政策的なこともあると思うんですけども、それらあたりをある程度、町民の皆さんに知らせないと、なかなか、来年も納付金の額が示されましたので、これだけ上げますという、単年度、単年度でやっていくというのは、やっぱり非常に説明も難しいでしょうし、先が見えないといえますかね、そういうことがあると思うんですけども、何かそういうあたりで説明がしっかりできるような、あるいは町の政策としてこれはやっていくんだというようなですね、そういうものを示していくということが、最もここに関するですね、町の姿勢

として必要ではないかなというふうに思います。国保の加入戸数1,500人ぐらいだと思うんですけども、全体の、他の保険なんかから見ると、どの程度なのか、3分の1ぐらいなのか、分かりませんが、国保の占める町の介入の仕方というのは非常に密接に関わりますし、重要ですので、より分かりやすい方式で提示の仕方というのを、是非、今後も模索してほしいなというふうに思うんですけども、非常に曖昧な質問で恐縮ですけども、そういうあたりをですね、是非、これからも検討して取り進めていただければありがたいなと思います。もう一度お伺いします。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 難波議員の御質問にお答えをいたします。国保税の内容等については、税務課長がお話したとおりでございます。これまでの蘭越町のとってきた政策、そういう部分の中でもある程度、国保税の背景については、慎重ですね、やはり進めてきた。その背景には、やはり基金というものもあって、その中で繰り入れてできてた時代というか、そういうものもありましたが、今は、統一をされたということもあって、その基金というものも無くなってきて、けども、私はその中でも町民の皆さんが安心安全に過ごしていくという部分からいくと、全てですね、国保税で賄うということは、やはり低所得者の方々の生活等を圧迫するという部分があるので、一般会計からの繰入れ、その部分については行っていく、政策上は行っていく必要があるのではないかとというふうに考えております。これは前回、柳谷議員が一般質問した時にも、私の考えはお話をしたところでございます。それで、難波議員がおっしゃった、今後の将来的なシミュレーションの中でみんなで議論をしていく体制、これも非常に大切なことだなというふうに考えております。たしかに本町においては、限度額がですね、まだやはり低い状況な部分もありますので、それについて今後どうしていくかということも含めて、担当のほうでも何年後にどうしていくという、いろんなシミュレーションがあるんですが、そこを町民の皆さんにどんと出せばその分でいいのかといたら、なかなかですね、それは政策的な部分もあるし、その年その年によって、医療費の現状によってまた国保税というか、その部分がですね、繰り入れなり、その不足する金額についても変わってくる部分がありますので、私が言えるのは今後においても町民が安全安心のために、暮らしていくために、その中で町としていろんな施策をとっていく、過大に国が言ってきてるから、こういうことを従って全て国のとおりにいくというかたちではなく、

町が財源的に補てんをできる部分についてはですね、議会と相談しながら可能な限り低所得者の方々とか、そういう方々に応分な負担というか、そういう部分は過大にならないような、そういう政策はとっていきたいというふうには考えております。その中で今後ですね、国保税の審議会という部分もありますので、全体的なそういう流れ、さらには町ですね、そういう全員協議会、さらには所管事務調査等も含めた部分の中ですね、今後もそういう議論とか、そういうできるそういう場もしながらですね、町のほうで国保税の対応について検討していききたいなというふうに考えているところです。明確な答弁になったかどうか分かりませんが、今、私が言えるのは、国に従ってこういくというだけじゃなく、町の財政的な部分とか許す限りですね、町民の皆さんが安心して生活できる、そこには補てんができる部分については、していききたいんだということをお伝え申し上げて、答弁にさせていただきたいと思いますので、御理解願いたいと思います。以上です。

○議長（富樫順悦） よろしいですね。

9番柳谷議員。

○9番（柳谷要） 難波議員とはまた違った視点から、町長の答弁をいただきたいと思います。国保財政の窮地というのは、その根源的な原因がどこにあるかということを考えていかなければならないというふうに、私は思うんですね。昭和52年、今から42年前に財政改革審議会が土光敏夫さん会長にできました。財界中心の医療政策が実施されました。最大の眼目は何かと言いますとね、医療費の抑制ですね、そこで敷かれたレールというのは45%の国庫補助を各町村にしていた、38.5%にしたというのが、これはまぎれもない事実です。そこから町村の国保財政の窮地というのが始まったんですよね。この議論を抜きに、私は全ての議論は始まらないというふうに思っているんですね。たしかに社会的入院とか医療費の増高というのは、薬価基準が高かったとか、いろんなそういうのがあったんでしょうけども、一方でまた医師の技術料が非常に低く抑えられてきたという、医療業界の変調といいますかね、業界変調そういう姿があったというのが背景にあると思うんですね。これを抜きに議論はできないと。まず第1点ですね。

それともう一つですね、当時、健康保険会計がどうであったかということ、昭和48年に本町では70歳以上の高齢者の健康保険税を免除していたと、48年から始まったんですよ。同時に何をやったかということ、患者輸送バス、管内で一番最初に

導入したと、これをですね、国保会計から加入者の負担で賄っていたんですよね。実に驚くべき財政ですよね。私は一般会計から入れているのかと思って調べたら、違うんですよ。国保会計でやっているんです。人のなんとかで相撲を取っているというね、そういう表現をして、これは一般会計から入れるべきで国保会計を助けるべきだっていう、そういう指摘をしたんですけど、自ら保守系と言われる先輩の議員からもそれは会計の使い方間違っているという指摘もあって、一般会計から繰り入れするようになったんですよね。

課長が非常に印象に残る答弁をなさったんですけど、この会計はほかの会計と違って歳出ありきの予算制度なんだと、会計制度なんだっていうですね。国保は給付が中心の制度なんですね。つまり、この法律の第1条には医療の分野での社会保障制度だ、支出の会計なんですよ。支出の法律なんですよ。これは。だったらどう給付するかということですね。だからそのへんを町村会の地方自治団体、6団体が全て国の給付を、例えば、都道府県に移管する時でも平準化の時の放棄できないという、加入者負担への増高というのは避けるべきだと、当初3,400億円の投入というのがありました。それから始まった時点で、1兆円ですね、投入がありました。下げざるを得ない法律根拠があるんですよ。だから単純に平準化といって、私は上げるべきではないと、苦渋の選択ですね。今回の提案というのは、私、賛成するつもりでありますけども、決して積極的に上げるのが良いという姿勢で賛成するのではないんです。そこはできるだけ低く抑える、でも蘭越の給付の水準というのうはちょっとあまりにも突出して浮かれすぎていたのではないかと、たくさんある基金を全部それに使うようなかたちで、財政の基金であっても、そういうのを取り崩してまで使うということにはならないように、一般財源を圧迫しないようにやっていきたいという思いはですね、私は支持するからこそ、この提案には反対できないなと思っているわけなんです。やはり、何か大変な課題はあるんですけど、国、あそこを省いて、その財政のみに議論を集中させるというのは、やっぱり足りない人は皆さんからもらったらいいのではないかと、そういう議論に必ずなるわけですね。当初の目的と、やっぱり自治体の本来の姿を、町長にやっぱりぜひとも発揮していただくように、今後もこの条例が可決されてもですね、心していただきたいと、町長の見解を伺いたいというふうに思います。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 柳谷議員の御質問にお答えしたいと思います。非常にこれまでの経過については、議員のほうが非常に詳しい部分もあると思います。町もこれまでもですね、いろんな部分で一般会計から繰り入れたり、いろんな施策をやりながら国保事業については推進してきたという経過がありますが、今、現在、これから未来に向かってですね、その国保会計をきちっと存続しながらやっていくという部分からいくとですね、非常に、高齢化率とかいうものも高くなってきた中で、その健全財政を保っていくというのは非常に難しい部分があると、だからといって、全部が全部、一般会計からそれで繰入れをすればいいのかということたちにもならないということから、ある程度の応分の負担を今回、加入者の皆さんからお願いしたいということで、今回、お願いしました。これをやるには、やはり先ほども説明しましたが、昨年も検討しましたが、その部分の中では税率を上げるというのはですね、相当、やはり町民の皆さんに負担もかかってまいりますので、慎重にしなければならないということですので、限度額は上げさせてもらいましたが、去年は税率を見送ってですね、1年、2年、町政懇談会を含めて、皆さんのほうにお願いをして、今回、31年から上げたいということでやってきた経過にあります。

今後においても、やはり町民の皆さんが、先ほども言いましたが、安心安全な生活を営んでいくためには、やはり病院という部分と含めて、健康管理というか、そういうものも必要になってくるかなというふうに思っておりますので、そういう部分は町の施策として今後も行っていきたいと、内部で十分検討しながら行っていきたいというふうに考えております。また、議員が先ほどおっしゃった、国の責任において、やはり国保財政をですね、保っていくという部分の中では、先ほど議員がおっしゃったとおり、全国自治会とか、全国市長会とかそういう部分の中でも、国が責任を持ってその財政を安定を果たすべきだというような、要望書等も出されている部分もありますので、今後の部分については、十分、そのような推移を見極めながら、議員の皆さんにも、やはりこれからは応分の負担をすることに当たっては、慎重にですね、町も対応していきますが、議論を含めて検討をしていきたいというふうに考えておりますので、まず御理解をお願いしたいと思います。

それと併せて、私はそれだからといって、毎年ですね、上げればいいのかと、そういうような考え方ではございません。内部でもきちっと協議をしながら、やはりどれだけ町民の皆さんが負担になるかという部分も十分考えながら、税率を上げるということを、上げた場合にそれに見合うというかですね、そういうようなこともや

はり政策として考えて行かなければならないというふうに考えておりますので、今後の国保税の対応に当たっては、また内部でも十分協議しながら、そして、議員の皆さんにもいろんな部分で協議をして進めてまいりたいということをお話申し上げてですね、答弁とさせていただきますと思いますので御理解を願います。以上です。

○議長（富樫順悦） 9番柳谷議員。

○9番（柳谷要） 蛇足になるんですけど、一言だけ。負担と給付のバランスっていのうはね、やっぱり目的税ですから当然、当事者、運営者としてはこれは重大なことだというふうに、まずそれが第1点ですね。それと、道が担うようになってるけど負担と給付は、賦課徴収は町がやらなければならない。つまり、数字の陰に見えるんですね、住民生活の実態というのは一番良く分かるのは、これは担当者であったり、やっぱり議会であったり、町長であったりするわけですね。私はそういう生の町民に寄り添う感覚というのは非常に大事なのではないかというふうに思っています。それで、決して豊かでない老後の年金生活者、それも自営業と無職の方々の老後の生活というのはですね、決して豊かではないです。仏さんの両側の花をですね、ご主人の命日に両方買っていたのをかたっぽにするっていう話を聞くんですよ。選挙で歩くと。それが生活の実態なんですよ。だから、やっぱり、そのいただく料がどのぐらいの金額になるかとか、そういう問題よりも生活実態に寄り添うという、まずそのところをよく調べていただきたいということと、もう一つ、給付だけでなく、保健も大事なんですね。保健師の補充、定員を満たすということも是非ともやっぱり力を注いでいただきたいというのをちょっと一つだけ蛇足ですけども、もう一回、お願いします。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 柳谷議員の再質問にお答えをいたします。私、何回もお話しているのは、町民が将来にわたって健康で安心して暮らしていくということが重要でございますので、そのための施策というものはとっていききたいと、その中で町の中でいろんな予算を組みながらやっていく、一つは、そういう国保税に対する補填というか、そういうものもやっていくと。それとあわせて、健康管理の事業というのは、やはり必要であるというふうに考えております。保健師の募集についても非常に各大学に行って、保健師が直接行ってですね、そこで保健師の方々と対話をしな

がら保健師活動に努めているということと、うちの町は来る来ないは別として、大学生がそういう研修をしたいというものに関しては全部、今、受け入れています。ですから、各保健師の養成をしている大学から来る生徒というのは非常に多いです。また、今回もまた来るという部分をして、来てですね、蘭越に来てはほしいですが、その中で地域医療の実態をきちっと認識してもらって、立派な保健師になってもらいたいし、その中で地域医療の保健師活動をやってもらいたいという方があればですね、私は蘭越町に受けていただきたいということで、担当のほうが熱心にそのへんのところは今、やっていただいていますし、私も時間があれば、そういうふうにお話をさせていただいてます。おかげさんで、保健師も新年度、新たに1名ですね、そういう部分の中から1名、蘭越に入りたいというふうな方もいらっしゃって今回、採用します。また、少し興味を示しているという保健師もいますので、まだ保健師が足りない状況もございますので、保健師活動イコールですね、健康管理という部分については、保健師の役割というのは重要だと考えておりますので、そのへんのところはいろんな政策をもとにですね、今回、全体的な国保税の改定のお話をさせていただきませんが、努力してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解を願いたいと思います。

○議長（富樫順悦） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第6号蘭越町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

ここで15分間、休憩をいたします。

再開は、11時15分といたします。

○議長（富樫順悦） 再開をいたします。

○議長（富樫順悦） 日程第8、議案第7号蘭越町交流促進センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

梅本商工労働観光課長。

○商工労働観光課課長（梅本聖孝） ただいま上程されました、議案第7号蘭越町交流促進センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、説明いたします。

平成31年10月1日より消費税率が現行8%から10%に引き上げになることを踏まえ、幽泉閣の宿泊料など利用料金について相当分を添加するため、条例の一部改正を行うものです。それでは、参考資料⑦をご覧ください。

別表中、1施設利用料入浴料です。現行6回券を廃止いたします。

2、施設利用料、小浴場を一時間1,000円から1,100円に改めます。2ページにいきます。

3、宿泊料、1泊2食の料金を和室で8,640円から8,800円に、湯治料金を6,480円から6,600円に、特別室Aを1万260円から1万450円、特別室Bを8,100円から8,250円に、1室1名使用時の加算料金を1,080円から1,100円にそれぞれ改めます。

3ページにいきまして、4、貸室休憩料は第1会議室から個室まで、ご覧の区分で、それぞれの区分でご覧のとおり改正いたします。

附則といたしまして、この条例は平成31年10月1日から施行いたします。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第7号蘭越町交流促進センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

○議長(富樫順悦) 日程第9、議案第8号蘭越町営住宅管理条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

竹内建設課長。

○建設課長(竹内恒雄) ただいま上程されました、議案第8号蘭越町営住宅管理条例の一部を改正する条例につきまして、御説明申し上げます。

参考資料⑧新旧対照表により説明申し上げます。

変更箇所はアンダーラインを引いてございます。

今回の改正は、公営住宅施行令第2条及び蘭越町営住宅管理条例第14条に基づき、公営住宅の家賃を毎年、決定するものでございます。

蘭越町営住宅管理条例第3条第2項に別表を定めており、家賃改正に伴い、別表をご覧のとおり改正するものでございます。

家賃の決定方法につきまして、御説明申し上げます。

公営住宅施行令及び蘭越町営住宅管理条例としまして、収入区分、算定基礎額、市町村立地係数、規模係数、経過年数係数、利便係数等が定められています。また、毎年全国の地区ごとに国土大臣が公営住宅法施行規則第23条に基づき、地域別に建設年度の構造種別、平屋建て住宅、2階建て住宅の建設費率が定められます。

改正がなされたのは、平屋建て住宅で0.01から0.2の増となり、2階建て住宅におきましても0.02から0.03の改正がされました。

これらの全ての係数等に基づき、各年度建設の団地ごとに第1階層から第8階層までの家賃を決定するものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成31年4月1日から施行するものでございます。以上で説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第8号蘭越町営住宅管理条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

○議長（富樫順悦） 日程第10、議案第9号蘭越町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

竹内建設課長。

○建設課長（竹内恒雄） ただいま上程されました、議案第9号、蘭越町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例につきまして、御説明申し上げます。

参考資料◎新旧対照表書により、御説明申し上げます。

変更箇所はアンダーラインを引いてございます。

今回の改正は、議案第7号と同様でございますは、平成31年10月1日から消費税率が8%から10%に引上げることに伴い、蘭越町簡易水道事業の給水条例の一部改正をさせていただくものでございます。

なお、消費税の引き上げに係る料金の算定につきましては、現行の料金を1.08除した・・単価を廃止した後に1.01、つまり10%を加算した料金とし、消費税課税後の金額が10%以上に引き上げとならないように算出いたしております。それでは、料金表の改正につきまして、御説明申し上げます。

表中、一般用の料金欄でございますが、現行1,944円を1,980円に、また超過料金1立方メートルにつきましては、216円を220円に定めるものでございます。以下、営業用、浴場営業用、団体用、臨時用につきましてもご覧の内容に改めるものでございます。

参考までに、今回の消費税に伴う影響額でございますが、1世帯4人家族をモデルとし、実績を基に算出いたしました。基本料金、超過料金で11月から3月までの5か月間におきまして、408円の増、1か月平均で申し上げますと84円の増額となります。次のページをご覧ください。

附則第1項といたしまして、この条例は、平成31年10月1日から施行するものでございます。

また、附則第2項としまして、料金に関する経過措置として、この条例による改正後の規定にかかわらず、施行日前から継続して供給する水道の使用料、施行日から平成31年10月31日までの間に料金の支払いを受ける権利に確定されているものにかかる料金につきましては、なお、従前によるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

9番柳谷議員。

○9番（柳谷要） 今朝の新聞一面は各紙、経済動向の下方修正が大きく出ておりました。目下の所、様々なメディアでは消費税10月からは導入可能か不可能かっていう論議がこれから出てくる、そういう情勢なんですね。私もこれ消費税に的を絞って考えた場合、条例改定というのはその時でいいのではないかというふうにずっと思っていて、先の幽泉閣の一件もですね、こうやって提案されているわけですから、特に企業関係と思しき会計については反対はしませんけども、10月1日以前に分かった場合ですね、どうなさるのか、この条例を元に戻すのか、そのまま消費税10%に対応するようなやり方でいくのか。また、益税という言い方もされるかも分かりませんが、企業会計はそのへん冷静であっていいと思うんですけど、幽泉閣の場合はですね、企業会計と言えども水道とはかなり違いますので、そのへんのところの見解をちょっと伺いたいと思います。

○議長（富樫順悦） 竹内建設課長。

○建設課長（竹内恒雄） 今回まだ、我々のほうには、国のほうでは10月1日から引き上げるというかたちの中でございまして、その中で歳出を含めまして、水道の会計のほうを算出しています。それに伴ったかたちの中で、料金の方を含めて新年度予算については計上させていただいているということで、今回、条例改正につきまして提案させていただいたものでございます。今後、国の方で消費税のほうの議論がされて、仮に引き上げ時期が延長なり、された場合については、現在の規則のものについては、訂正するなり、一定のかたちについては直さなければならないというふうなかたちでは思っています。その関係については、動向を見ながら・・・ですけども、もし分かった時点で対応させていただきたいというかたちで思っていますが、現在は国から示された中で企業会計、そして上下水道分について、料金、それから支出に絡むものを含めて算定させていただいたということで、御理解をいただきたいと思います。

○議長（富樫順悦） 9番柳谷議員。

○9番（柳谷要） 導入が遅れた場合どうするのかって質問したんですけど、遅れた場合、先延ばしするって、1年延期という場合は、その1年間どういう体制でいくのか、条例改定して2%いただかないようにするのかどうなのか、そのへんのところを伺いたいと思います。

○議長（富樫順悦） 小林総務課長。

○総務課長（小林俊也） 柳谷議員の御質問ですけども、先延ばしになった場合ですね、ちょっとどういうかたちにかというか、今、ちょっと明確にはお答えできないんですけども、方法としては、すべて条例改正を基に則った、もしくは附則で謳っているですね、その中で国のほうで決まった場合には、その時点で現在の条例を生かして経過措置を設けた中でやっていく、どちらかになるかと思うんですけども、どちらのほうもですね、十分、国の動向を見ながらですね、検討していきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（富樫順悦） 9番柳谷議員。

○9番（柳谷要） そしたらもし延期された場合ですね、改めて提案するというふうに捉えていいんですね。はい。

○議長（富樫順悦） 小林総務課長。

○総務課長（小林俊也） はい。そういう状況になりましたらですね、また改めて提案させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（富樫順悦） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第9号蘭越町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

○議長（富樫順悦） 日程第11、議案第10号蘭越町農業集落排水処理施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

竹内建設課長。

○建設課長（竹内恒雄） ただいま上程されました、議案第10号、蘭越町農業集落排水処理施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

参考資料⑩、新旧対照表により御説明申し上げます。

変更箇所は、アンダーラインを引いてございます。

今回の改正理由は、議案第9号と同様でございます。

なお、消費税の引き上げに係る料金の算定につきましても、同様に算出して
ございます。

それでは、料金別表2、第14条関係・水道水の場合の改正につきまして、
御説明申し上げます。

表中、一般用の料金欄でございますが、現行1,404円を1,430円に、
また、超過料金1立方メートルにつきまして140円を143円に改めるもの
でございます。

以下、営業用、団体用につきましてもご覧の内容に改めるものでございます。

参考までに、今回の消費税引き上げに伴う影響額でございますが、1世帯4
人家族をモデルに実績を基に算出いたしました。基本料金、超過料金で11月
から3月までの5か月間におきまして、301円の増、1か月平均で申し上げ
ますと、62円の増となります。

次に、料金別表3、第14条関係・水道水以外の場合の改正につきまして、
御説明申し上げます。

表中、一般用の料金欄でございますが、現行1,404円を1,430円に、
また、超過料金1立方メートルにつきまして140円を143円に改めるもの
でございます。次のページをご覧ください。

附則第1項としまして、この条例は平成31年10月1日から施行するもの
でございます。

また、附則第2項の料金に関する経過措置でございますが、この条例の改正
後の規定にかかわらず、施行日前から継続して下水道の使用をしているもので、
施行日前から平成31年10月31日までの間に料金の支払いを受ける権利
が確定されているものにかかる料金につきましては、なお従前の例によるもの
でございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第10号蘭越町農業集落排水処理施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

○議長(富樫順悦) 日程第12、議案第11号蘭越町コミュニティプラザ花一会の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山下教育次長。

○教育次長(山下比登美) ただいま上程されました、議案第11号、蘭越町コミュニティプラザ花一会の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

コミュニティプラザ花一会は、平成19年9月、図書館活動を行う生涯学習施設として開館し、来年度12年を迎えます。

開館以来、蔵書の充実や館内展示の工夫に努め、学校図書館巡回派遣事業や学校図書館図書センター事業、又高齢者センターや一灯園、昆布温泉病院へ定期的に訪問する移動図書館、さらには乳幼児保護者へのブックスタートの働きかけなど、実質的に公立図書館としての図書サービスを提供してまいりました。

花一会を図書館法に基づく公立図書館にということは、町議会でも度々言及をいただいておりますが、町としてましては、公立図書館とするには最低限必要な図書館機能を整備しなければならないという考えがあり、検討を行っております。

昨年7月、閉架書庫の整備と図書館システムを更新し、インターネット上での蔵書公開を開始いたしましたことから、本町として考える公立図書館としての最低限のハード的な図書館機能は整備できたものと判断いたしまして、花一会を図書館法に基づく正式な公立図書館とするため、蘭越町コミュニティプラザ花一会の設置及び管理に関する条例について、所要の改正を行うものでござ

います。

なお、図書館類似施設から図書館法に基づく公立図書館となることで、著作権法で制約されている図書の複写サービスや、国立国会図書館からの図書の貸し出しが可能となります。

それでは、参考資料⑪、新旧対照表により御説明いたします。

改正箇所は、アンダーラインを引いております。

正式な図書館とすることに伴い、題名を蘭越町花一会図書館の設置及び管理に関する条例に改めるものです。

改正後の条例法文は、見出しを設置とする第1条からとしております。

第1条は、公立図書館は図書館法第10条で公立図書館の設置に関する事項は当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならないとされておりますことから、本町は図書館法第10条の規定に基づき、図書館を設置するを明記するものでございます。

第2条は、正式名称を蘭越町花一会図書館とするものです。

第3条から第12条までは条の繰り上げに伴うものであります。

第13条は、図書館法第14条第1項で、公立図書館に図書館協議会を置くことができる、同第16条で図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期、その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならないとされておりますことから、第12条の次に、次の1条を加え、第13条の見出しを運営協議会とし、従前、条例施行規則で定めておりました花一会運営協議会について、条例で定めるものでございます。

なお、附則といたしまして、本条例は平成31年4月1日から施行するものです。以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

5番難波議員。

○5番（難波修二） はい。5番。

いよいよ条例化をするということで、この数年間、もっとでしょうか、私の現役の頃からそういう要望がありましたけれども、今、次長のほうから説明が

ありましたように、これまで備えるべきものを少しずつ備えてきて、ようやく
昨年システム改修等で踏み切ることができる、ということによってようやく条
例化をして正式に図書館法に基づく図書館になると、こういうことございま
す。内容については、特に申し上げることはないんですけども、議会、常任
委員会でもですね、様々な施設を見てきたりして、やっぱり図書館にするに当
たっては、是非、こういう方向性が良いのではないかと、そういう意見も
取りまとめたところでございます。

そこで、今後の活動と申しますか、それを進めていく上で、図書館法をちょ
っと見てみたんですけども、第3条に図書館の行うべき事項と申しますか、事
業があるんですけども、その第3条の1項ではですね、こういうふう書いて
あります。公民館は概ね次に掲げる事項の実施に努めなければならないと、こ
ういうふうに定めて1号で、郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及び
フィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料等につい
て収集をして一般公衆の利用に供することと、これが大きな図書館の活動の、何
と言いますか、努めるべき事項ということ。つまり、今までは活動として
は外に飛び出す図書館とかですね、あれは学校に行くとか、そういう
ことを一段と力を入れてやってきたんです。それはそれで大事なことで
すけども、これからやっぱり公立の正式な図書館だということになってきた時
に、図書館としてやっぱりこういうものをもっともっとという、いろいろな要
望が現時点では想定できないようなですね、そういう要望が様々出てくるの
ではないかなというふうに考えているところでありまして、そういったことにつ
いて、議会の常任委員会でもですね、十分そういうこれから予想される市民の
要望に答えていくという、そういう体制を是非、整えてほしいと、こういう
ことを意見として取りまとめているところでございます。

そこで、今、申し上げましたように、図書館法の中にもいわゆる図書だけ
なくて、町として必要な行政資料なり、あるいはその郷土資料なり、あるいは
様々な資料を収集をしていくという、こういうことが大きく法律に定められて
おりますので、念頭に置いてですね、これから町として図書館になった以上は
という、そういうことに備えていくという、そういう体制を是非、十分配慮し
てこれから取り組んでいっていただきたいと、こういうふうに思うわけでござ
いまして、教育長のほうにそのへんについてお考えがあれば、お聞かせいただ

ければというふうに思います。

○議長（富樫順悦） 首藤教育長。

○教育長（首藤一幸） ただいまの難波議員の御質問にお答えいたします。今、提案理由の説明の中でも御説明申し上げましたように、花一会図書館につきましては、現状でも町民の皆さんから非常に高い、また学校から高い評価を受けておりまして、図書館活動を、公立図書館並みの図書館活動を実施してきたわけでございます。ずっと何年か検討してまいりましたけれども、公立図書館とするためには、現状でも十分対応できるというふうには考えているんですけども、先ほど言いましたように、まず図書館の蔵書をインターネットで公開する必要があるだということで、昨年1月に図書検索システムを整備しました。また、図書の保管スペース確保を図るために、閉架書庫も整備させていただきましたし、さらに、今年の1月には老朽化し使用できなくなった中央入り口にあった花時計も撤去して、利用スペースを広げてまいったところであります。現状のまま図書館として、公立図書館として活用できるというふうに考えておりますけども、当面は、町民が集う図書館、外に飛び出す図書館活動など、各施設の読書環境の整備と充実を図って運用してまいりたいというふうには考えておりますが、今、御指摘がありましたように、図書館法でいう行政資料とか、それからDVD設備についても、今後、要望等がある、また必要性が出てくるというふうに考えております。それが絶対揃えなければならないかということでもありますけども、町の規模に合わせた図書館活動でいいというふうにも言われております。当面、公立図書館としての円滑な運用をしながらですね、より充実した図書館活動を行うための施設の整備等について、利用者の、公立図書館になった後の利用者の要望、また関係者の意見を伺うなどしながらですね、教育委員会といたしましても、その5,000人程度の町の図書館としてどの程度の図書活動がふさわしいのか、またより充実した図書館活動を行うための整備について十分検討して、また、町長とも協議をしながら検討してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解を願いたいと思います。

また、既存の施設ですけども、図書館内には20脚程度の学習スペースとか読書スペースを置いておりまして、20脚程度はそういう学習スペース、また休憩室とか閉架書庫の一部も個室になるようなかたちで椅子を置けるようにしておりまして、当面は現在のまま状況を見て行きたいと、必要に応じて内容を検討していきたいと

いうふうに考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（富樫順悦） 5番難波議員。

○5番（難波修二） 教育長からあったように、俗に言う身の丈にあったという、そういう図書館で、そういうことで進めていきたいというようなことなのかなと思います。背伸びをする必要はないと思うんですね。それで良いと思います。是非、図書館になったということで、予算にも関わるんですけども、予算でそういうことがあったかどうか分からないんですけども、今年のどこかの時点でですね、その図書館に晴れてなりましたという、そういう何かですね催してみたいなものを考えておられるでしょうか。

○議長（富樫順悦） 首藤教育長。

○教育長（首藤一幸） 公立図書館になったということについての新たな催し等については、予算では特に予算措置しておりませんが、やはり公立図書館化したことについては、町民の皆さんには周知していくような方法について考えていきたいというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（富樫順悦） 5番難波議員。

○5番（難波修二） はい。5番。

今朝、読売を見たら大きく載ってました。読売で、ああいうふうに大きく取り上げるとは珍しいなと思って見たんですけども、これまで読書活動をやられてきた皆さんも、悲願の念願の条例化ということではないかなと思うんですね。是非、晴れて条例化をして図書館になりましたというお披露目をですね、いつかの時点で、生涯学習フェスティバルでも何でもいいですけども、何かにぶつけて、あるいは何かやっていますよね、イベント。そういうこともいいですけども、そういうことを御検討されてはどうかと、そんなふうにちょっと感じまして、これは予算審議の中で言えばいいのかわかりませんが、この条例化に絡めてそういうこともやっていけばいいのではないかと思いますので、もしお考えがあればお聞かせください。

○議長（富樫順悦） 首藤教育長。

○5番（首藤一幸） 今朝の読売にも図書館化に向けての新聞報道もされておりましてけれども、今、難波議員から御提案ありましたように、花一会の図書活動ということでブキニストという、花一会の読書活動のイベント等も開いておりますし、また生涯学習フェスティバル等もありますので、その中でやはり公立図書館になったということについて周知できるような催しの、また周知方法について考えてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（富樫順悦） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第11号蘭越町コミュニティプラザ花一会の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

○議長（富樫順悦） 日程第13、議案第12号戸籍に係る電子情報処理組織の事務の受託についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

北川住民福祉課長。

○住民福祉課長（北川淳一） ただいま上程されました、議案第12号、戸籍に係る電子情報処理組織の事務の受託に関する規約について、御説明申し上げます。

この規約については、これまで戸籍の電算システムの共同利用に新たな自治体加わるごとに定めてまいりましたが、電算システムサーバーの容量の関係から、今回の陸別町の加入が最後となり、その結果、10の自治体で共同利用

することとなります。2枚目をご覧ください。

規約の第1条から第5条までの本則の条文は、これまでのものと全く同様でありますので、説明を省略いたします。

附則とこの規約の施行日を平成31年4月1日とするものであります。1枚目にお戻りください。

この規約を今後、陸別町と協議により定めるに当たり、地方自治法252条の14第3項の規定により、準用する同法第252条の2第3項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第12号戸籍に係る電子情報処理組織の事務の受託についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

ここで昼食のため、休憩をいたします。

再開は、13時といたします。

○議長（富樫順悦） 再開いたします。

○議長（富樫順悦） 日程第14、議案第13号町道の路線廃止についてと、議案第14号町道の路線認定については関連がありますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

竹内建設課長。

○建設課長（竹内恒雄） ただいま一括上程されました、議案第13号、議案第14号につきまして、御説明申し上げます。

はじめに、議案第13号町道の路線廃止につきまして、御説明申し上げます。

今回、町道の路線廃止は、町道ホロシツナイ線でございます。

参考資料⑫をご覧願います。

廃止する路線を赤色の点線で表示してございます。路線番号459番ホロシツナイ線は、起点豊国富岡線の分岐点、字富岡128番地1地先から終点字富岡142番地1地先までの総延長1,608.17メートルでございます。

この路線を廃止し、認定としておりますのは、平成19年度から林業施業の効果と道路網の整備として林道ホロシツナイ開設工事を施工し、平成22年度に事業が完了いたしております。

事業完了後8年が経過し、町道に移管されますことから、町道ホロシツナイ線の終点を変更するには、道路法の規定により路線を一旦廃止し、新規に認定を行う必要があります、提案させていただくものでございます。

町道の路線廃止につきましては、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

次に、議案第14号町道の路線認定について、御説明申し上げます。

参考資料⑫で認定する路線を赤色の実線で表示してございます。

路線番号459番、ホロシツナイ線で、起点豊国富岡線の分岐点、字富岡128番地地先から、終点豊国栄三和線の分岐点、字栄68番地1地先までの総延長2,349.74メートル、実延長2,342.85メートル、幅員4メートルから10メートルでございます。

町道の路線認定につきましては、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第13号町道の路線廃止についてと、議案第14号町道の路線認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第13号と議案第14号は原案のとおり可決されました。

○議長(富樫順悦) 日程第15、議案第15号平成30年度蘭越町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小林総務課長。

○総務課長(小林俊也) ただいま上程されました、議案第15号、平成30年度蘭越町一般会計補正予算第12号につきまして、御説明いたします。

現在、この会計の予算の総額は62億156万6,000円で、歳入歳出それぞれ7,996万3,000円を追加し、62億8,152万9,000円とするものです。

また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものです。

次に、繰越明許費ですが、第2表繰越明許費によるものです。後ほど御説明いたします。

また、地方債の補正ですが、第3表地方債補正によるものです。こちらも、後ほど御説明いたします。

それでは、事項別明細書の歳出から御説明いたします。17ページをご覧ください。

2款総務費 1項総務管理費 1目一般管理費、補正額1万円。12役務費70万円。郵便料でゆうパック基本料の改定等により不足が生じるため、70

万円追加するものです。13委託料69万2,000円の減。職員健康診断委託料で執行残です。

4目財産管理費、補正額27万円の減。13委託料27万円の減。旧初田中学校体育館ほか廃屋処理業務委託料で執行残です。

5目企画費、補正額116万8,000円の減。特定財源国道支出金150万円の減は、エネルギー構造高度化・転換理解促進事業債補助金です。また地方債410万円の減は、全国瞬時警報システム受信機更新事業債50万円の減、また住宅エコ化支援事業債は過疎債ソフト分で、ソフト事業の2次申請分が満度に配分されず配分調整により360万円減とするものです。13委託料100万円の減。蘭越町地域新エネルギービジョン改訂等委託料で執行残です。14使用料及び賃借料50万円の減。コンピューター賃借料で執行残です。15工事請負費55万5,000円の減。全国瞬時警報システム受信機更新工事執行残です。19負担金補助及び交付金88万7,000円。蘭越町住宅エコ化支援事業補助金で申請者の増により追加です。

12目定住促進対策事業費、財源内訳の変更で、特定財源の地方債360万円の減は、定住促進奨励事業債過疎債ソフト分で、特別交付税で申請措置されたため、減額とするものです。18ページになります。

13目施設管理費、財源内訳の変更で、特定財源地方債310万円の減は公共施設等補修事業債過疎債ソフト分で、こちらも特別交付税により措置されたため、起債を減額とするものです。

14目地方創生対策費、補正額1,307万3,000円の減。特定財源の国道支出金101万3,000円の減は、子どものための教育・保育給付費負担金です。19負担金補助及び交付金1,336万円の減。家庭的保育事業給付負担金136万円の減。請求児童の減によるものです。民間賃貸共同住宅建設促進事業補助金1,200万円の減で、実績がなかったことから減とするものです。20扶助費28万7,000円。待機児童支援助成事業扶助で待機児童数の増により追加するものです。

2款総務費 2項徴税費 2目賦課徴収費、補正額39万1,000円。19負担金補助及び交付金39万1,000円。北海道自治体情報システム協議会負担金で、地方税共通納税システム開始に伴うシステム改修費用の追加です。

2款総務費 4項選挙費 3目知事及び道議会議員選挙費、補正額76万3,

〇〇〇円で、当初の積算より執行経費が増となることから追加補正をお願いするものです。特定財源国道支出金76万3,000円は、知事及び道議会議員選挙費委託金です。1報酬9万4,000円。報酬で、次のページになります。選挙管理委員会委員1万1,000円。期日前投票管理者立会人8万3,000円の追加です。9旅費2,000円。選挙管理委員会委員費用弁償の追加です。11需用費66万7,000円。消耗品費で掲示板などにかかる経費の追加です。

3款民生費 1項社会福祉費 1目社会福祉総務費、補正額2,227万3,000円の減。特定財源の国等支出金15万1,000円は、国保基盤安定負担金及び福祉灯油給付事業にかかる地域づくり総合交付金の決定によるものです。地方債150万円の減は、福祉灯油等給付事業債です。20扶助費、補正額94万円の減。福祉灯油等給付扶助で執行残です。28繰出金2,133万3,000円の減。国民健康保険特別会計繰出金です。

6目自立支援給付・措置費、補正額602万5,000円。特定財源国道支出金600万2,000円は自立支援給付負担金、障害児施設措置費負担金です。20扶助費602万5,000円。老人福祉施設措置費197万4,000円の減は、入居者の減によるものです。

次に、自立支援給付費ですが、20ページになります。障害福祉サービス費報酬単価の改正等により919万6,000円の追加。障害児施設措置費119万7,000円の減は、通所利用児の利用回数の減によるものです。

9目後期高齢者医療費、補正額61万円。20扶助費61万円。後期高齢者医療保険料扶助費で、支給対象者の増などによるものです。

13目介護保険事業費、補正額183万4,000円の減。19負担金補助及び交付金183万4,000円の減。後志広域連合負担金133万4,000円の減。執行残です。介護予防日常生活支援事業補助金50万円の減。執行残です。

11目地域福祉基金費、補正額116万円。特定財源のその他は、地域福祉基金指定寄附金です。25積立金116万円。地域福祉基金費積立金で、蘭越町の古谷様ほかから寄附がありましたので、積立するものです。

3款民生費 2項児童福祉費 1目児童福祉総務費、補正額124万5,000円の減。特定財源の国道支出金94万6,000円の減は、児童手当負担

金です。20 扶助費 124 万 5,000 円の減。児童手当で執行残です。

3 目 蘭越保育所費、補正額 105 万 8,000 円。1 報酬 204 万円。嘱託保育士報酬で 4 月付けで臨時から嘱託へ変更した職員がおり、支払いに不足が生じることから追加するものです。次のページになります。7 賃金 120 万円の減。臨時保育士等賃金の減。11 需用費 21 万 8,000 円。電気料の追加です。

4 款 衛生費 1 項 保健衛生費 2 目 予防費、財源内訳の変更で特定財源の地方債 770 万円は、がん検診委託事業債過疎債ソフト分で、配分調整によるものです。

3 目 医療給付費、財源内訳の変更で特定財源地方債 360 万円の減は子ども医療費助成事業債過疎債ソフト分で配分調整による減額です。

5 目 診療所費、補正額 66 万 7,000 円の減。特定財源国道支出金 22 万 7,000 円の減は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金です。地方債 250 万円は統合診療所建設事業債で、地質調査委託料についても起債対象となったため増です。13 委託料 66 万 7,000 円の減。統合診療所建設地質調査委託料 19 万 2,000 円の減から、統合診療所地中熱調査委託料 22 万 7,000 円の減まで執行残です。

6 目 保健師活動費、補正額 15 万 3,000 円。特定財源その他 2 万 1,000 円は社会保険料です。4 共済費 4 万 3,000 円。社会保険料の追加です。7 賃金 11 万円。臨時保健師賃金で、勤務日数の増による追加です。22 ページになります。

4 款 衛生費 2 項 清掃費 2 目 じん芥処理費、補正額 36 万 7,000 円。11 需用費 36 万 7,000 円。電気料の追加です。

4 目 浄化槽整備費、財源内訳の変更で特定財源の地方債 400 万円の減は、浄化槽設置整備事業債過疎債ソフト分で、特別交付税で申請措置されたため、減額とするものです。

4 款 衛生費 3 項 上水道費 1 目 簡易水道費、補正額 202 万 1,000 円の減。28 繰出金 202 万 1,000 円の減。簡易水道事業特別会計繰出金です。

6 款 農林水産業費 1 項 農業費 3 目 農業振興費、補正額 7,397 万 9,000 円。特定財源国道支出金 7,515 万 5,000 円は、農業次世代人材

投資事業補助金、担い手への農地集積推進事業補助金、経営体育成支援事業補助金、担い手確保経営強化支援事業補助金、環境保全型農業直接支払交付金です。地方債250万円は、振興作物奨励事業債で、過疎ソフト分で配分調整によるものです。19負担金補助及び交付金7,397万3,000円。補助金として振興作物奨励事業78万4,000円の減から、次のページになります。農業次世代人材投資事業155万3,000円の減まで執行残です。経営体育成支援事業17万円は胆振東部地震により乾燥機のコンクリート土台に亀裂が入った農業者に対し補助するものです。担い手確保経営強化支援事業7,769万7,000円は機械導入経費について対象者8件に対し、予算配分されたため補正するものです。また、交付金として環境保全型農業直接支払87万9,000円の減は執行残です。

5目農地費、補正額234万1,000円の減。28繰出金234万1,000円の減。農業集落排水事業特別会計繰出金です。

7目ほ場整備事業費、補正額7,414万7,000円。特定財源の国道支出金1,766万6,000円は、農業競争力基盤強化特別対策事業補助金、中心経営体農地集積促進事業補助金豊国地区換地計画業務委託金です。また、地方債360万円につきましては、大谷、昆布、豊国、蘭越、目名一期、初田地区道営農地整備事業債です。また、その他4,534万1,000円につきましては、大谷、昆布、豊国、蘭越、目名一期、二期、初田地区道営農地整備事業分担金、大谷、昆布、豊国、蘭越、目名一期地区中心経営体農地集積促進事業分担金です。19負担金補助及び交付金7,414万7,000円。負担金として、大谷地区道営農地整備事業2,951万4,000円から、24ページになります。初田地区道営農地整備事業62万円の減まで、事業費変更に伴うものです。交付金として、大谷地区中心経営体農地集積促進事業817万4,000円の減から目名一期地区中心経営体農地集積促進事業8万7,000円まで事業費の変更に伴うものです。

8目農業後継者対策費、補正額184万7,000円の減。19負担金補助及び交付金184万7,000円の減。新規就農者支援事業補助金で執行残です。次のページになります。

6款農林水産業費 2項林業費 2目林業振興費、補正額2万円の減。19負担金補助及び交付金2万円の減。全国森林環境税創設促進連盟負担金で、今

年度の会費は徴収しないこととなったため、減額するものです。

4目町有林整備費、補正額464万6,000円の減。特定財源の国道支出金320万2,000円の減は、造林事業補助金です。地方債400万円の減は、町有林整備事業債です。15工事請負費358万1,000円の減。造林地下刈工事186万3,000円の減。造林地地拵新植工事171万8,000円の減。執行残です。16原材料費106万5,000円の減。新植苗木の執行残です。

7款商工費 1項商工費 2目商工振興費、補正額50万6,000円の減。特定財源国道支出金65万7,000円は、プレミアム付き商品券事業事務費補助金で、消費税引き上げに伴い、低所得者、子育て世帯への消費に与える影響の緩和を目的としたプレミアム付き商品券事業を実施するための準備費用になります。3職員手当等10万円。時間外勤務手当です。4共済費4万7,000円。社会保険料です。7賃金16万円。臨時職員賃金です。11需用費21万6,000円。消耗品費。26ページになります。印刷製本費です。12役務費9万2,000円。郵便料です。14使用料及び賃借料4万3,000円。複写機使用料です。19負担金補助及び交付金116万4,000円の減。蘭越町商工業振興事業補助金で執行残です。

3目消費者行政推進費、補正額64万6,000円の減。19負担金補助及び交付金64万6,000円の減。負担金で、ようてい地域消費生活相談窓口運営協議会に、道から補助金が交付されたため、減額となるものです。

5目観光費、補正額160万7,000円の減。特定財源の地方債140万円の減は、せせらぎまつり開催事業債です。4共済費4万7,000円の減。社会保険料です。7賃金16万円の減。臨時職員賃金です。19負担金補助及び交付金140万円の減。補助金で、次のページになります。せせらぎまつり開催事業補助金で、道の地域づくり交付金140万円が実行委員会の交付されたことから減額するものです。

7目交流促進センター雪秩父費、補正額134万円の減。特定財源のその他390万円の減は、利用料、入浴料になりますが、利用実績に基き減額とするものです。27公課費、補正額134万円の減。入湯税です。

8款土木費 2項道路橋りょう費 1目道路橋りょう総務費、補正額13万円の減。13委託料13万円の減。町道改良舗装に伴う現況図調整委託料で執

行残です。

2目道路維持費、補正額78万4,000円。特定財源地方債120万円の減は、町道舗装補修事業債、街路灯LED化事業債、いずれも過疎債ソフト分で、配分調整などによるものです。11需用費78万4,000円。電気料の追加です。

3目町道新設改良費、補正額574万2,000円の減。特定財源の国道支出金342万9,000円は、社会資本整備総合交付金です。地方債590万円の減は、目名市街共有地線歩道改良舗装事業債です。その他475万4,000円の減は初田林道線改良工事負担金、初田林道吉崎通線改良工事負担金です。15工事請負費539万8,000円の減。目名市街共有地線歩道改良舗装工事64万4,000円の減から初田林道吉崎通線改良工事182万2,000円の減まで執行残です。28繰出金34万4,000円の減。簡易水道事業特別会計繰出金です。

5目橋りょう新設改良費、補正額465万2,000円の減。特定財源の国道支出金26万4,000円は、社会資本整備総合交付金、道路局所管補助金です。地方債830万円の減は橋梁長寿命化補修事業債です。13委託料189万8,000円の減。道路橋定期点検業務委託料121万4,000円の減。28ページになります。賀老橋補修調査設計委託料68万4,000円の減。執行残です。15工事請負費275万4,000円の減。御成橋橋梁補修工事執行残です。

6目除雪費、補正額50万円の減。特定財源の地方債50万円の減は除雪機械購入事業債です。3職員手当等25万円。時間外勤務手当です。7賃金84万7,000円。除排雪のため予算が不足することから、臨時除雪運転手賃金を追加するものです。9旅費5,000円。臨時職員にかかる費用弁償です。11需用費90万2,000円の減。軽油92万2,000円の減。電気料2万円の追加です。12役務費9万7,000円。通信運搬費、次のページになります。特殊作業車運搬料です。13委託料162万3,000円の減。町道除雪委託料139万3,000円の減。私道除雪委託料23万円の減。執行残です。14使用料及び賃借料125万8,000円。除排雪作業車借上料の追加です。18備品購入費43万2,000円の減。除雪ローダの執行残です。

8款土木費 3項河川費 2目河川維持費、補正額47万2,000円の減。

15 工事請負費 47万2,000円の減。田下の沢川改修工事、執行残です。

8 款土木費 4 項住宅費 1 目公営住宅管理費、補正額 78万2,000円の減。特定財源の国道支出金 66万8,000円の減は、社会資本整備総合交付金です。また、地方債 40万円の減は、曙団地公営住宅改修事業債です。11 需用費 6万4,000円。電気料です。30 ページになります。12 役務費 13万円の減。排水管洗浄手数料の執行残です。15 工事請負費 71万6,000円の減。曙団地公営住宅屋根・外壁・排水管改修工事の執行残です。

2 目公営住宅建設費、補正額 599万円の減。特定財源の国道支出金 882万3,000円の減は、社会資本整備総合交付金です。地方債 510万円は、大谷団地公営住宅建設事業債です。13 委託料 38万円の減。大谷団地公営住宅建設地質調査委託料 15万2,000円の減から、大谷団地公営住宅建設工事監理委託料 10万8,000円の減まで執行残です。15 工事請負費 561万円の減。大谷団地公営住宅建設及び解体工事で執行残です。

3 目町営住宅管理費、補正額 13万2,000円の減。13 委託料 13万2,000円の減。ひまわり団地改修実施設計委託料、執行残です。

4 目定住促進子育て支援住宅建設費、補正額 55万6,000円の減。特定財源地方債 10万円は、昆布地区定住促進子育て支援住宅建設事業債です。13 委託料 55万6,000円の減。昆布地区定住促進子育て支援住宅建設実施設計委託料で、執行残です。

10 款教育費 1 項教育総務費 2 目事務局費、補正額 197万2,000円の減。特定財源国道支出金 25万5,000円は、幼稚園就園奨励費補助金です。また、地方債 150万円の減は、蘭越高校教育振興対策事業債、過疎ソフト分です。19 負担金補助及び交付金 197万2,000円の減。補助金で、次のページになります。幼稚園就園奨励費 55万7,000円の減で対象園児の減少によるものです。蘭越高等学校教育振興対策事業 141万5,000円の減は実績によるものです。

3 目スクールバス費、補正額 1万5,000円の減。11 需用費 39万4,000円。修繕料でスクールバスの暖房用燃料ヒーターの故障のため、点検及び修理するものです。13 委託料、補正額 40万9,000円の減。スクールバス運転管理業務委託料で執行残です。

10 款教育費 2 項小学校費 1 目学校管理費、補正額 64万5,000円

の減。特定財源地方債750万円の減は、蘭越小学校沿道改修事業債で、特別交付税で申請し、措置されたことから減額とするものです。14使用料及び賃借料64万5,000円の減。コンピューター賃借料で執行残です。

2目教育振興費、補正額18万7,000円の減。20扶助費18万7,000円の減。要保護、準要保護世帯就学援助費で、対象児童の減少によるものです。

10款教育費 3項中学校費 1目学校管理費、補正額143万9,000円。11需用費143万9,000円。光熱水費、32ページになります。電気料129万3,000円の追加。また修繕料14万6,000円は体育館照明を交換するものです。

2目教育振興費、補正額40万9,000円の減。20扶助費40万9,000円の減。要保護、準要保護世帯就学援助費で、対象生徒の減少によるものです。

10款教育費 4項社会教育費 2目町民センターらぶちゃんホール費、補正額97万8,000円。11需用費97万8,000円。電気料です。

3目コミュニティープラザ花一会費、補正額47万7,000円。

7賃金17万7,000円。臨時職員賃金の追加です。

11需用費30万円。電気料です。

10款教育費 5項保健体育費 1目保健体育総務費、補正額39万3,000円。19負担金補助及び交付金39万3,000円。補助金で、次のページになります。中体連参加事業33万8,000円で、全国中学校スキー大会アルペン競技及びクロスカントリー競技の参加に伴う追加です。また、体育振興奨励事業5万5,000円は町内児童、生徒の全道大会など、出場者の追加によるものです。

2目体育施設費、補正額52万9,000円の減。13委託料52万9,000円の減。芝生管理業務委託料で執行残です。

12款公債費 1項公債費 1目元金、補正額138万7,000円。23償還金利子及び割引料138万7,000円。町債元金の追加で、借入利率が引き下げとなったことから、元利償還総額が減少し、元金と利子の支払割合が変更となり、元金の支払額が増額となったものです。

2目利子、補正額594万1,000円の減。23償還金利子及び割引料5

94万1,000円の減。町債利子の減額で、利率の変更によるものです。

歳入に戻ります。9ページをご覧ください。

13款分担金及び負担金から、13ページになります18款の寄附金までは説明を省略します。13ページです。

20款繰越金 1項繰越金 1目繰越金、補正額1,676万8,000円の減。1繰越金1,676万8,000円の減。前年度繰越金です。また、21款の諸収入と、14ページから16ページの22款町債につきましても、説明は省略いたします。次に、4ページをご覧ください。

第2表繰越明許費につきまして、御説明いたします。

6款農林水産業費 1項農業費、事業名、経営体育成支援事業17万円。担い手確保経営強化支援事業7,769万7,000円。大谷地区道営農地整備事業3,041万円。同じく昆布地区3,051万3,000円。豊国地区1,125万円。蘭越地区1,695万円。これら6本の事業費につきましては、翌年度に繰り越して使用するものです。

次に、7款商工費 1項商工費、事業名プレミアム付き商品券事業43万7,000円につきましても翌年度に繰り越して使用するものです。

また、10款教育費 2項小学校費、事業名蘭越小学校沿道改修事業1,500万円につきましては、当初、国から補助金が措置されませんでした。補正により措置されたことから、翌年度に繰り越して使用するものです。次に、5ページをご覧ください。

第3表地方債補正につきまして、御説明いたします。

限度額の変更で、過疎対策事業債ですが、補正前の限度額は4億2,370万円でしたが、2,610万円を減額し、3億9,760万円とするものです。

公共事業等債でございますが、補正前の限度額は590万円でしたが、430万円を追加し、1,020万円とするものです。

公営住宅建設事業債ですが、補正前の限度額は1億5,700万円でしたが、470万円を追加し、1億6,170万円とするものです。

また、緊急防災減災事業債ですが、補正前の限度額は510万円でしたが、50万円減額し、460万円とするものです。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、従前と変更ありません。6ページになります。

廃止で、国の予算等貸付金債400万円、及び学校教育施設等整備事業債750万円は廃止するものです。以上で説明を終わります。よろしく御審議をいただきますようお願いいたします。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

10番熊谷議員。

○10番（熊谷雅幸） 私から1点お願いいたします。10ページの歳入のですね、雪秩父の利用料の390万円の減額についてですが、収入減、減収というところでございまして、見た感じ、ここ数年間このような経過が続いているのかなというふうに見ております。これらの現在の現状と分析についてお知らせ願いたいなと思います。

○議長（富樫順悦） 梅本商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（梅本聖孝） ただいま雪秩父の使用料の減額につきまして、御質問いただきました。議員の指摘のとおり、利用者数につきましては、平成27年に開館いたしましてから利用者数、28年度に年間5万1,000人程度、29年度で4万5,000人ほどというふうになっておりまして、今年度の利用者数ですけれども、4万人程度を推計しているところで、現状では推計しているところです。今年度、利用料を500円から700円に改定させていただきました、その影響もあるのではないかと、私たちも大変心配したところですが、窓口の感覚では利用料の影響はないのかなというふうに判断しているところです。調べてみますと、閉館前、リニューアル前なんですけど、平成24年度で3万人程度、そのずっと遡りまして平成19年ですと4万人程度と、段々少なくなってきている中でこの状況でございますけれども、近年、観光客の質といいますか変わってきておりまして、雪秩父も外国人の利用が増えてきているというような状況でございます、家族がたくさんでワゴン車で来てたくさん使ってもらおうというスタイルから、若干、変化はしてきているのではないかなと、担当としては分析しているところです。利用者数につきましては、オープンした時の真新しさというものも段々落ち着いてきて、どの程度まで下がるのかなというのは心配しているところですが、現状としては4万人程度、この数字を一つの目標としてですね、今後も職員一同、愛され

る施設というのを目指して頑張っていきたいというふうに思っていますので、御理解いただければと思います。

○議長（富樫順悦） 熊谷議員。

○10番（熊谷雅幸） 今のお話では、新館の効果がなくなってきているのではないかなというような話ではないかなという気がします。それは一つにあるのかなということがあります。しかし、地域、蘭越町は7つの温泉郷と言ってますけど現状は非常に縮小されておりまして、その閉鎖されているプラス効果は全く出ていないのかなという気もしますので、これらをどういうふうにもっていくかということが課題なのかなというふうに思いました。あそこで旗を振ってね、入所が増えるわけではございませんので、どうしても雪秩父でなければならぬという、そういう動機付けが必要だというふうに思います。このへんについてどのように捉えていますか。

○議長（富樫順悦） 梅本商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（梅本聖孝） 今、御指摘いただきましたとおり、蘭越町の現状の温泉、7つの温泉郷のうち、閉館しているところもありまして、現状ではあのあたりではいくつか数えるぐらいしかないというような状況であるのは、御指摘のとおりであります。分析、細かい分析まではできてないんですけども、ほかのところが使えないから雪秩父に来てもらう、もしくはそれ以外の施設に行ってもらおうというのは、当然、考えられることでして、私たちもその効果が出せるようにですね、対策はとっていかねばならないというふうに考えております。本町では幽泉閣も含めて直営でやっている温泉施設2つありますので、そこと併せてですね、観光PRをしながら、雪秩父の利用促進に努めていきたい。こういった方法があるかも含めてですね、検討していきたいというふうに思っております。小さい話ですけども、ホームページがありまして、その中でなるべく私も直接やっているんですけども、情報提供をするなりですね、雪秩父の現状をですね、伝えていくことで新鮮さも出していきたいというふうに思っておりますので、また、引き続き、いろいろ御指導いただければと思います。以上でございます。

○議長（富樫順悦） 10番熊谷議員。

○10番（熊谷雅幸） だいたいおおよそのことは分かりました。例えば、観光協会のフェイスブックを見ても、ほかの業者の中でうまく宣伝して集客に結びつけている業者もありますので、そういう少し利用して、季節ごとにこういう状態ですだと、例えば、周りの風景がどういうふうになっているだとか、中の様子が今、どういう感じだと、そういう宣伝もしていく必要もあるというふうに私は思いますし、逆に町のホームページを見ますと、日々の日常生活ですね、更新をされておられて、それも見たような記憶がないので、それら媒体を十分活用して、もう一回立て直していくことも必要ではないのかなというふうに、私は気がするんですが、これらをもう一回お話をさせてほしいなと思いますし、やはり、手を打つだけ打たないと、その後いろいろなことを考える、その前にはやはり、現状としてやることはやるべきことがあるのかなという気がするので、このへんについて、もう一度、お伺いします。

○議長（富樫順悦） 梅本商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（梅本聖孝） 今、議員から御提案いただきましたホームページやフェイスブックなども使ってというお話だったと思います。フェイスブックにつきましては、今、町で日々、毎日更新されてますので、広報係とも連携してですね、あそこの情報を伝えていければなというふうに思っております。また、先ほども言いました雪秩父そのもののホームページにも、議員おっしゃるとおり、四季の情報、今はこんな感じですよっていう、これぐらい雪降りましたとか、今、紅葉がこんな感じですよっていうのを、写真は載せているんですけども、なかなか頻度があがらないものですから、そのホームページにたどりついてくれる方が少ないのかなというふうにも思いますので、そのへんは観光協会のホームページという話もいただきましたし、研究していきたいというふうに思いますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（富樫順悦） ほかに質疑ありませんか。

5番難波議員。

○5番（難波修二） はい。5番。

2点お尋ねします。1つは町債、14ページ、15ページ全般的なんですけども、もう1つ、25ページのプレミアム付き商品券の関係です。

まず、町債のほうですけれども、今、総務課長の説明でいたい分かったんですけども、今回、過疎ソフトの変更がですね、非常に多いので「何故かな」というふうに実はちょっと思っておりました。それで、過疎ソフト分を全額減にして一般財源に振替えたのが3件あるんですね。それで今、お話を伺って、配分調整とかあるいは特交で措置されたという、そういう説明がありました。もう一度、そのへんの整理をしていただければと思います。それから新たに3つなくした関係なのか、新しく3つ増えているんですね。新規の設定をされたものが3つあります。このへんは割りと自由に、こっちが違う財源措置できたから、新たにこっちを出すという、そういうようなかたちが割りと自由にできるものなのかどうか、ちょっとそのへんの状況をですね、お知らせいただければというふうに思います。それから、15ページで、林業債ということになっているんですけども、400万円の減になっています。これは6ページの廃止された起債のですね、廃止された国の予算と貸付金債の400万円だと思っただけなんです。これは今までもそういう町有林整備事業費にこの国の予算と貸付金債というのは措置されていたんですけども、今回なくなって、新年度もこれがなくなっちゃってですね、そのへんが、そのなくなった理由というのがあればお知らせいただきたいと思います。

25ページの商工費のプレミアム付き商品券です。ここでこの前、事業内容、国の消費税対策ですから、どういうかたちになるのかちょっと分からないんですけども、国から来る予算が65万7,000円ということで、町が行うことというのはどういうことになるのか、商品券というのは来て、それをこう該当する人に広報するとかですね、そういう事務手続きなのか、中身について、どういうものかということまでお尋ねしたいと思います。それから全体の事業費なんですけども、今回この補正の中身を見ますと、19節の商工業振興事業の116万4,000円を除いた残りの65万8,000円というのが、この商品券の事業費だというふうに思っただけなんですけども、そのうち43万7,000円、4ページで繰越明許で翌年度に繰り越しています。ですから事業費の65万8,000円をそのうちの一部43万7,000円を翌年度に繰り越すという、その30年度で使わないで翌年度に繰り越すそのあたりの中身をちょっと教えてください。そういうことで2点、よろしく願います。

○議長（富樫順悦） 小林総務課長。

○総務課長（小林俊也） 1点目の過疎債ソフト分の関係なんですけども、今回、過疎債ソフト分、1申請、過疎ソフト分なんですけども、基準財政需要額に一定の率を掛けてですね、通常であれば8,100万円程度借りれるということにはなっております。それ以降の2次申請分、今回ですね、付いたのは約半分で4,200万円程度追加で、これが上限額ということでソフト分では与えられております。その中で、今まではですね、その4,100万を超えた以上も借りれた部分あったんですけども、ほかの市町村もこの過疎債ソフト分活用しているということで、抑えられた部分で、そういう配分ということになったという事情でございます。全体額としてそういう8,400万、2,000万円程度ですね、なんですけども、一応、配分、お金はこれだけあげます。あと事業のほうは町村で割り当ててくださいというスタイルにはなっているんですけども、うちのほうで申請かけますと、なかなかですね、道のほうからもこれはソフトでなくてハードじゃないのという、ちょっと・・・のあることもある部分もあるので、なるべくそういう部門を避けてですね、お金をいただける起債を付けれる部門に振り分けたということで御理解いただきたいと思っております。今回、本数が多くて、かなりですね、分かりづらいという部分もあるのかもしれないんですけども、これから来年以降ですね、つけるときにちょっと整理した中で、もう少し分かりよく作りたいなというふうに思っております。あと、もう1点なんですけども、国の予算等貸付金債なんですけども、こちらおっしゃるとおり公有林の整備事業債なんですけども、こちらですね、以前、総務常任委員会のほうで御説明させていただいたんですけども、いわゆる交付税措置のない地方債ということでございまして、今回、この財源のほうも見ましても、この借りれる額だけ一般財源にもってきて、来年度以降もそういうかたちでやっていければなということで、今回、減額のほうをさせていただいたということで、御理解いただければなというふうに思いますので、よろしく申し上げます。こちらについては以上です。

○議長（富樫順悦） 梅本商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（梅本聖孝） 難波議員から御質問いただきましたプレミアム付き商品券につきまして、概略、現在まで分かっている概略について、お話をしたいと思います。政府では、経済の回復基調に影響を及ぼさないように、10月からの消費増税に対応するため、国の予算を措置したということで、このスキームの中に2～3兆円ほどの対応をするという、その一つとしてプレミアム付き商品券、こ

の制度を構築したというところでございます。この商品券の仕組みですけれども、対象者は住民税が非課税の方、非課税世帯の方ですね、非課税世帯の方、それと3歳未満の子どもがいる世帯の世帯主ということになっております。2万5,000円分の商品券を2万円で購入できる引き換え券のようなものを対象者に交付いたしまして、現在、まだ決まってはおりませんが、想定されることと言いますと、商工会のようなところで交換をしてもらうというようなスタイルを考えております。それと、予算ですけれども、今回交付されました、交付される予定となっております65万7,000円につきましては、30年度、国のほうの予算で言いますと、30年度の補正予算でございまして、事務費の一部が交付されるというスタイルになっております。今回、交付された部分につきましては、事務作業を行ってもらう臨時職員の賃金分をまず今年度内に使用いたしまして、残りの事務費などにつきましては、繰り越して使用したいということで、難波議員御指摘の内容になったところでございますので、御理解をいただければと思います。以上です。

○議長（富樫順悦） 5番難波議員。

○5番（難波修二） はい。5番。

過疎ソフトについては分かりました。上限が1億2,000万円程度というのも、そういうことも初めて理解をいたしました。それを何に充てるかというのが町村の判断でやれるということで、たまたまより良い財源措置が見つかりければそちらに充てて、違うものを出すという、そういうことでやれるということで理解をいたしました。そこが林業債についても交付税措置のない起債をなるべくたてていくという、そういう方向についても理解をいたしました。

プレミアム商品券ですけれども、全体の事業費の事務の取扱いのための国からの補助だと、そういうことで理解をいたしました。これは実際にプレミアム商品券なるものが国から来るわけじゃなくて、それぞれの実施は町村で何らかの方法でそういうものをつくってという、そういうことになるということで、それらについては、らぶちゃんカード会なり商工会なり、そういうところで発行するものをこれに該当させるという、そういう理解でよろしいでしょうか。

○議長（富樫順悦） 梅本商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（梅本聖孝） 難波議員御質問の件ですけれども、おっしゃる

とおり、蘭越町内で発行する商品券、それが既存の商品券になるか独自のプレミアム商品券という銘打ったものになるかはですね、今後、検討が必要ですが、何らかの商品券を町内で使ってもらえるような商品券を発行すると、発行、それを交換する券のようなものを対象者に交付して、それを商工会なるところで交換してもらおうというようなスタイルを仕組みとしては検討しております。いきなり2万5,000円分ですね、2万円相当用意しなければいけなくなると、低所得者に皆さんにとっては大変な部分もありますので、できれば5,000円単位で交換できるようにある程度の期間をもってやってくださいということで、指示が来ております。あと、詳細につきましてはですね、説明会が先日あったばかりですので分かり次第、また周知していきたいというふうに思いますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（富樫順悦） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第15号平成30年度蘭越町一般会計補正予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

○議長（富樫順悦） 日程第16、議案第16号平成30年度蘭越町奨学資金特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山下教育次長。

○教育次長（山下比登美） ただいま上程されました、議案第16号、平成30年度蘭越町奨学資金特別会計補正予算第1号につきまして、御説明申し上げ

ます。

この会計の現在の歳入歳出予算の総額は348万2,000円でございます。この総額から68万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を280万1,000円にするものでございます。

また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

それでは、事項別明細書の歳出から御説明申し上げます。6ページをご覧ください。

1款教育費 1項教育総務費 2目貸付金、補正額168万円の減。特定財源のその他につきましては、奨学資金基金繰入金107万5,000円を減額するものでございます。21貸付金、奨学資金貸付金168万円の減額。これは平成30年度の新規貸付分として、大学生4名と高校生2名の奨学資金貸付を予定しておりましたが、大学生、高校生、いずれも新規貸付者の申込みがありませんでしたので、新規貸付分について全額を減額補正するものでございます。

3目積立金、99万9,000円の追加。奨学資金貸付金の減額補正に伴い、25積立金、奨学資金貸与基金積立金として99万9,000円を追加するものでございます。なお、この積立により、奨学資金貸与基金積立金の総額は4,779万3,185円となります。

次に歳入につきまして、御説明いたします。5ページをご覧ください。

歳入について御説明させていただきます。

3款の繰入金につきましては、ただいま歳出で説明いたしましたとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

5款諸収入 2項貸付金元利収入 1目奨学資金貸付金元利収入、補正額39万4,000円の追加。1奨学資金貸付金元利収入、奨学資金償還金39万4,000円の追加でございます。奨学資金の償還は、貸付終了後6か月経過後から10年以内と定めておりますが、繰上げ償還がありましたので、追加補正をし、歳出充当するものであります。

以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第16号平成30年度蘭越町奨学資金特別会計補正予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

○議長(富樫順悦) 日程第17、議案第17号平成30年度蘭越町国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

北川住民福祉課長。

○住民福祉課長(北川淳一) ただいま上程されました、議案第17号、平成30年度蘭越町国民健康保険特別会計補正予算第3号につきまして、御説明申し上げます。

現在、この会計の予算の総額は2億3,990万4,000円でありまして、これに歳入歳出それぞれ1,013万円を追加し、2億5,034万4,000円とするものでございます。

また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

それでは、詳細を説明する前に、この度の補正予算の概要、枠組みについて、申しあげます。

補正の中で最も大きな要素は、平成29年度の後志広域連合分賦金の確定による精算でございます。この精算額は相殺すると約1,100万円の減額となりますが、内訳においてそれぞれに増減があり、減額分の2,400万円につ

いては、歳入予算の雑入に、増減分の1, 300万円につきましては、歳出予算の広域連合負担金にそれぞれ計上しております。

次の大きな要素として、収入の国民健康保険税で約720万円の増収がございます。これは被保険者の現年度課税所得が増額となったことによるものでございます。

これら2つの主な要因によりまして、一般会計繰入金を約2,100万円減額したことから、当初予算で見込んでおりました赤字補てん分の繰入金1,900万円につきましては不要となりました。そのほかには平成30年度の後志広域連合の運営事業分賦金の減額200万円及び本町の保険事業にかかる経費の減額約100万円でございます。

それでは詳細を説明いたします。7ページをご覧ください。

歳出の事項別明細となります。

1款総務費 1項総務管理費 2目広域連合負担金、補正額1,124万2,000円。特定財源のその他46万5,000円の減につきましては、一般会計繰入金であります。19負担金補助及び交付金1,124万2,000円。国民健康保険事業運営分賦金です。

2款保健事業費 1項特定健康審査等事業費 1目特定健康診査等事業費、補正額79万3,000円の減。特定財源のその他79万3,000円の減につきましては、後志広域連合保険事業交付金であります。7賃金6万3,000円の減。臨時栄養士賃金です。13委託料73万円の減。特定健康審査委託料、特定保健指導委託料の減額であります。

2款保健事業費 2項保健事業費 1目疾病予防費、補正額31万9,000円の減。特定財源のその他31万9,000円の減につきましては、後志広域連合保険事業交付金であります。13委託料31万9,000円の減。人間ドック検診委託料です。

次に、歳入に戻ります。5ページをご覧ください。

1款国民健康保険税 1項国民健康保険税 1目一般被保険者国民健康保険税、補正額795万1,000円。1医療給付費現年課税分から6介護納付金滞納繰越分までご覧の内容でございます。

2目退職被保険者等国民健康保険税、補正額74万4,000円の減。1医療給付費現年課税分から3介護納付金現年課税分までご覧の内容でございます。

す。6ページとなります。

4款繰入金は説明を省略いたします。

5款繰越金 1項計繰越金 1目繰越金、補正額95万5,000円。1前年度繰越金95万5,000円であります。

6款諸収入 3項雑入 1目雑入、補正額2,303万1,000円。2広域連合支出金2,303万1,000円。後志広域連合保険事業交付金111万2,000円の減。国民健康保健事業過年度分賦金精算金2,441万3,000円でございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第17号平成30年度蘭越町国民健康保険特別会計補正予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

ここで15分間、休憩をいたします。

再開は14時10分といたします。

○議長（富樫順悦） 再開いたします。

○議長（富樫順悦） 日程第18、議案第18号平成30年度蘭越町農業集落排水事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

暫時休憩いたします。

○議長（富樫順悦） 再開いたします。

○議長（富樫順悦） 日程第18、議案第18号平成30年度蘭越町簡易水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

竹内建設課長。

○建設課長（竹内恒雄） ただいま上程されました、議案第18号、平成30年度蘭越町簡易水道事業特別会計補正予算第4号につきまして、御説明申し上げます。

この会計の現在の歳入歳出予算の総額は2億1,323万9,000円でございます。この総額から375万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を2億948万5,000円とするものでございます。

また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

地方債の変更につきましては、第2表地方債補正によるものでございます。後ほど御説明申し上げます。

それでは、事項別明細書、歳出から御説明いたします。7ページをご覧くださいます。

1 款事業費 1 項水道事業費 2 目水道維持費、補正額206万2,000円の減。特定財源の地方債34万4,000円の減につきましては、町道目名市街共有地線歩道工事に伴う水道布設替工事負担金でございます。1 1 需用費90万6,000円。電気料90万6,000円の追加でございます。1 5 工事請負費296万8,000円の減。町道目名市街共有地線歩道改良舗装工事に伴う水道管布設替工事34万4,000円の減。給水メーター更新工事262万4,000円の減。いずれも執行残によるものでございます。

3 目簡易水道統合整備事業費、補正額146万8,000円の減。特定財源の国道支出金48万9,000円の減につきましては、水道施設整備費補助金でございます。地方債90万円の減につきましては、簡易水道統合整備事業債

でございます。13委託料6万4,000円の減。目名地区電気計装設備設計委託料の減。執行残によるものでございます。15工事請負費140万4,000円の減。目名地区電気計装設備工事の減。執行残によるものでございます。

2款公債費 1項公債費 1目元金、補正額9,000円。23償還金利子及び割引料9,000円の追加。町債元金でございます。

2目利子、補正額23万3,000円の減。23償還金利子及び割引料23万3,000円の減。町債利子でございます。

次に歳入につきまして、御説明申し上げます。6ページをご覧ください。

1款分担金及び負担金、3款国庫支出金、7款町債につきましては、歳出の特定財源の中で御説明いたしましたので、説明を省略させていただきます。

4款繰入金 1項一般会計繰入金 1目一般会計繰入金、補正額202万1,000円の減。一般会計繰入金202万1,000円を減額するものでございます。

次に、第2表地方債の補正につきまして、御説明申し上げます。3ページをご覧ください。

過疎対策事業債の限度額1,700万円を1,650万円に変更。また、簡易水道事業債の限度額1,700万円を1,660万円に変更するものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、従前のとおり変更ございません。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第18号平成30年度蘭越町簡易水道事業特別会計補正予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

○議長(富樫順悦) 日程第19、議案第19号平成30年度蘭越町農業集落排水事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

竹内建設課長。

○建設課長(竹内恒雄) ただいま上程されました、議案第19号、平成30年度蘭越町農業集落排水事業特別会計補正予算第6号につきまして、御説明申し上げます。

この会計の現在の歳入歳出予算の総額は2億7,619万円でございます、この総額から286万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を2億7,332万4,000円とするものでございます。

また、歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

地方債の変更につきましては、第2表地方債補正によるものでございます。後ほど御説明申し上げます。

それでは、事項別明細書の歳出から御説明いたします。7ページをご覧ください。

1款事業費 1項下水道事業費 1目下水道維持費、補正額228万9,000円の減。15工事請負費228万9,000円の減。昆布地区農業集落排水管更正工事の減、執行残によるものでございます。

2目農業集落排水整備費、補正額45万円の減。特定財源の国道支出金22万5,000円の減につきましては、農業集落排水事業補助金でございます。地方債30万円の減につきましては、農業集落排水事業事業債でございます。

13委託料45万円の減。機能強化対策蘭越東地区施工監理業務委託料2万8,000円の減、機能強化対策蘭越東地区数量算定業務委託料42万2,000円の減。いずれも執行残によるものでございます。

2款公債費 1項公債費 1目元金、補正額1,000円の減。23償還金利子及び割引料1,000円の減。町債元金でございます。

2目利子、補正額12万6,000円の減。23償還金利子及び割引料12万6,000円の減。町債利子でございます。

次に、歳入につきまして御説明申し上げます。6ページをご覧ください。

3款国庫支出金、8款町債につきましては、歳出の特定財源の中で御説明いたしましたので、説明を省略させていただきます。

5款繰入金 1項一般会計繰入金 1目一般会計繰入金、補正額234万1,000円の減。一般会計繰入金234万1,000円を減額するものでございます。

次に、第2表地方債補正につきまして、御説明申し上げます。3ページをご覧ください。

過疎対策事業債の限度額2,040万円を2,030万円に変更。また、下水道事業債の限度額4,020万円を4,000万円に変更するものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、従前のとおり変更ございません。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第19号平成30年度蘭越町農業集落排水事業特別会計補正予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

○議長（富樫順悦） 日程第20、議案第20号平成30年度蘭越町温泉旅館
幽泉閣事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

梅本商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（梅本聖孝） ただいま上程されました、議案第20号、
平成30年度蘭越町温泉旅館幽泉閣事業特別会計補正予算第3号について、御
説明いたします。

この会計の現在の歳入歳出予算の総額は4億5,231万円でございます、
この総額から150万円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ
4億5,081万円とするものでございます。

また、歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の
歳入歳出の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

それでは、事項別明細書の歳出から御説明申し上げます。6ページをご覧く
ださい。

2款事業費 1項営業費 1目営業費、補正額150万円の減。7賃金15
0万円の減。臨時職員賃金でパート職員等の確保ができなかったことによる減
額です。5ページをご覧ください。

歳入について、御説明いたします。

1款使用料及び手数料 1項使用料 1目使用料、補正額650万円の減。
1節宿泊料650万円の減。工事に伴う11日間の休業及び9月の地震を原因
とする停電またその後の利用客減少に伴う減額です。

3款繰入金 2項基金繰入金 1目交流促進センター幽泉閣財政調整基金
繰入金、補正額500万円。1節交流促進センター幽泉閣財政調整基金繰入金
500万円。宿泊料減額にかかる財源補てんのため、幽泉閣財政調整基金より
繰入れを行うものです。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第20号平成30年度蘭越町温泉旅館幽泉閣事業特別会計補正予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

○議長(富樫順悦) 日程第21、議案第21号から議案第31号まで、平成31年度蘭越町一般会計及び各特別会計予算を一括議題といたします。

審議の方法について、議会運営委員会の決定事項を議会運営委員長からお諮り願います。

9番柳谷議員。

○9番(柳谷要) ただいま上程されました、議案第21号から議案第31号までの審議の方法について、議会運営委員会の決定事項をお知らせいたします。

平成31年度蘭越町一般会計及び各特別会計予算の審議は、議員全員による予算特別委員会を設置し、これに付託すべきと決定いたしましたので、議長より、よろしくお取り計らいのほどをお願いを申し上げます。

○議長(富樫順悦) お諮りをいたします。

ただいま、議会運営委員長からお諮りのとおり、本案は議員全員による予算特別委員会を設置し、これに付託することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は議員全員による予算特別委員会を設置し、これに付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま、設置されました予算特別委員会の正副委員長の選出方法は、慣例により、正副議長、各常任委員長、議会運営委員長により選考の上、選出したいと思っております。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、正副議長、各常任委員長、議会運営委員長により選考の上、選出することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

○議長（富樫順悦） 再開いたします。

○議長（富樫順悦） 選考委員長から選考結果について、報告を願います。

○9番（柳谷要） はい。議長。

○議長（富樫順悦） 9番柳谷議員。

○9番（柳谷要） 予算特別委員会の委員長及び副委員長の選考結果を報告いたします。

委員長は7番福村議員、副委員長は1番永井議員を選考いたしましたので、報告をいたします。

○議長（富樫順悦） お諮りいたします。

ただいまの選考委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、予算特別委員会の委員長は7番福村議員、副委員長は1番永井議員と決定いたしました。

○議長（富樫順悦） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

午後 2時30分 延会